

令和7年度 埼玉県教科用図書選定審議会会議録

【日 時】 令和7年5月20日（火） 9：30～11：30

【場 所】 埼玉県県民健康センター 大会議室 AB

【出席者】 委 員 大堀由希 委員 大森恵美子 委員 中島典子 委員
水沼知美 委員 山崎京子 委員 阿久津佳永 委員
新井俊英 委員 岩田 泉 委員 瀧ヶ崎隆司 委員
田村和代 委員 武藤彰男 委員 近藤真子 委員
櫻井康博 委員 須田佐由里 委員 仁科典子 委員
飛田明彦 委員 星野祐子 委員 山村顕子 委員

事務局 市町村支援部

県立学校部

義務教育指導課長 山川喜葉 特別支援教育課長 我妻卓哉

義務教育指導課主幹 岩崎洋祐 特別支援教育課指導主事 津久井亮典

義務教育指導課指導主事 添野圭介

義務教育指導課指導主事 岩田信之

【欠席者】 委 員 渡邊弘之 委員 増山温子 委員

1 開 会

2 委員の委嘱・任命

3 吉田市町村支援部長挨拶

4 委員等紹介・事務局担当者自己紹介

5 事務局から選定審議会の役割等についての説明（関係法令・採択の仕組み等）

6 役員選出

会長に岩田泉委員、副会長に武藤彰男委員を選出する。

7 諮 問

1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について

2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

以下、「埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則」第4条第3項の規定により、岩田泉会長が議事を進行する。

8 議 事

会 長 まず、会議録の署名委員を、1号委員の大森委員、2号委員の阿久津委員

をお願いする。

(両委員承諾)

会 長 はじめに、審議会の進め方及び諮問事項、審議内容について事務局から説明願いたい。

事務局 本年度の選定審議会は、本日の1回のみの開催となる。

諮問事項1は、今年度の「県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方」についてである。

本日審議いただきたい内容は、1点目として、県教育委員会が行う指導、助言又は援助を行うに当たっての「1全般的事項」「2留意事項」についてである。

本年度は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の採択が行われる。県が市町村に対して行う指導、助言又は援助の基本的考え方について御審議をお願いしたい。

次に、諮問事項2は、今年度の「県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方」についてである。

本日審議いただきたい内容の2点目として、本年度は、県立特別支援学校小学部、中学部で使用する一般図書の採択が行われる。そこで、採択に当たっての「1基本的な態度」「2調査研究の観点」「3留意事項」について御審議をお願いしたい。

そして、本日の最後に答申をいただきたいと考えている。

会 長 審議会の進め方及び諮問事項、審議内容について説明があったが、何か質問はあるか。

(特になし)

会 長 それでは議事に入る。

まず、「審議内容」の「諮問事項1 県教育委員会が市町村の教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」事務局から説明願いたい。

事務局 諮問事項1について、説明する。まず、「1全般的事項」についてである。

ここでは、市町村教育委員会等で公正かつ適正な採択が行われるよう採択基準の通知を作成する際、全般的に留意すべきことを記している。

(1)では、十分な調査研究を行い、自らの見識や判断を基に慎重かつ十分な協議を重ね、採択権者が主体的に採択することが重要であること、(2)では、児童生徒にとって教育上の効果や地域、学校、児童生徒の実態を考慮することが重要であること、(3)では、県の指導、助言、援助が市町村教育委員会等の主体性を損なわないように留意することが重要であること、(4)では、採択

の公平性、透明性を高めるようにすることが重要であることを示している。「ガイドライン」には、「質の高い教科書づくり」の実現を目指すためには、教科書採択の公正性・透明性を確保することが必要になることが示されている。そこで、教科書発行者との関係の在り方や、会議の公開・議事録の公表について、指導・助言・援助を行っており、こちらも引き続き実施してまいる。続いて、「2留意事項」についてである。「2留意事項」については、(1)では、静ひつな採択環境の確保に努めることが重要であること、(2)では、会議の公開・議事録の公表を行い、透明性の確保に努めることが重要であること、(3)では、調査研究では、広い視野からの意見を踏まえるよう努めることを示している。これは、文部科学省の通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」の中でも言及されている。「静ひつな環境」については、外部からの働きかけに左右されない、毅然とした対応をとること。「会議の公開・議事録の公表」についてはガイドラインとの対応で、透明性の確保に努めること。幅広い視点からの意見の反映については、保護者等の意見も踏まえた調査研究の充実、といった点が指摘されている。文部科学省の課長通知の中には、「採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められる。」と記載されている。教科書採択においては、様々な御意見をいただいている。疑念を払拭するには、採択に関する説明責任を果たすことは不可欠であると考えている。文科省通知、ガイドラインに基づき、各市町村教育委員会等において行われる教科書採択が、より一層適正かつ公正に行われるよう、指導・助言・援助を行っていきたいと考えている。諮問事項1について御審議をお願いしたい。

会 長 それでは審議に入る。意見・質問はあるか。

委 員 先ほど説明のあった採択に関する説明責任を果たすには具体的にはどのようなことに取り組みばよいのか。

事務局 採択のプロセスに疑念を持たれないように、採択に関する会議の公開、議事録の公表に取り組んでいただくこと、また、採択結果のみならず採択の理由を公表いただくことである。市町村によっては、教科書を担当している課と教育委員会の会議運営を担当している課が違うところがある。その場合、関係課で連携を図り、一層の会議の公開、議事録の公表の充実を図っていただきたい。すでに会議の公開、議事録の公表に取り組んでいる市町村教育委員会は、保護者や地域住民が容易に情報を得られるように公表の時期や方法等について不断の改善を図っていただきたいと考えている。

委 員 当自治体においても、採択権者としての説明責任を果たせるように努めてまいる。

会 長 他に意見・質問はあるか。

委 員 教科書は市町村単独もしくは共同採択地区もあるようだが、市町村の教育委員会で採択したら、市町村内の小学校、中学校では全て同じ教科書を使うという理解で合っているか。

事務局 その理解で合っている。

委 員 本屋に行くとたくさんの参考書があり、自分の子供の学校にあった問題集を選ぶのが大変である。全員が同じ教科書であればと思ったので、基本的なことを伺った。2つ目の質問である。今回の案を見ると、適正な教科書選定、不正防止について厳しく指導されているようだが、教科書の内容の選び方について指導はしているのか。

事務局 質問の2つ目の前に、1点目の質問の補足をさせていただく。埼玉県には63の市町村があり、25の採択地区に分かれている。単独で採択をしている地区と共同で採択をしている地区の二種類がある。単独で採択している市町村教育委員会では、市町村立小・中学校は種目ごとに同じ教科書を1種類採択する。共同採択地区については、共同採択地区で種目ごとに1種類選ぶことになる。その共同採択地区で選んだ教科書と同一の教科書を、共同採択地区内の市町村教育委員会は採択する必要がある。共同採択地区内で違う教科書を採択することはできない。それぞれの市町村教育委員会の判断の責任において、採択をしていただいている。二つ目の質問についてである。採択権者は市町村立小・中学校については市町村教育委員会が、国立・私立学校については校長が採択することになっている。県教育委員会は、それぞれの採択権者の主体性を損なわないようにしている。去年は中学校の教科書の採択替えがあったことから、県としては各教科書の調査資料を市町村教育委員会等へ送付している。調査資料は、各教科書の特徴について、いわゆるフラットな視点で作成をした。特定の教科書を推薦するような指導は行っていない。市町村教育委員会等の主体性をそこなわないようにし、各市町村教育委員会等において調査研究を行い、採択していただいている。

委 員 県教育委員会が推薦できないということは理解できるが、例えば教科書を選ぶときに言葉の使い方であったりとか、題材の選び方とかであったりとか、迷うことがあると思う。どのような基準で選べばよいのか、チェック項目のようなものが共有されているのか。実際、子供の宿題を見てほしいと言われたときに数学の問題を見て、この質問はちょっとよくわからないねっていうものがあったので、基準等を指導されているのか。また、先ほどの回答の中で、調査研究も市町村に任せているということであるが、その市町村ごとの研究結果は、共有されているのか。他の市町村の教科書を変更した理由、研究結果を知る機会はあるのか。

会 長 市町村教育委員会においては、採択の時期になると、教育委員、教育長も含めて、本当に細かいところまで教科書を調べている。細かいところまで調

べたり、事務局に説明を求めたりして、子供にとってどれがいいのかなど非常にたくさんの時間をかけて、調査研究を実施している。

埼玉県として基本的なところの留意事項として、どんなことを指導あるいは支援してるのかについての質問と他市町の取組・結果を共有するようなシステムがあるかについての質問である。

事務局 基本的な留意事項としては、一般的な指針として、採択基準を作成し送付している。共有については、県としては、いわゆる会議の公開、議事録の公表、それから採択のために作成した資料等の公表をお願いしている。市町村教育委員会で、公開・公表をいただくことが共有になると考えている。会議の公開・議事録、調査研究資料等の公表をすることで、公正なプロセスを経て採択されたことが示され则认为る。

会 長 他に意見・質問はあるか。

委 員 先ほどの説明の中で、ガイドラインについて説明があったが、今年度は採択替えも検定もない年である。教職員はどのようなことに気をつけないといけないのか。

事務局 参考資料をもとに説明する。令和7年度は小学校、中学校ともに、検定、採択の期間ではないため、教科書発行者との接触を認めている。

ガイドラインには、教科書づくりの重要性が示されている。質の高い教科書づくりには、教員の教科書に対する意見を、教科書の著作・編集等を通じて積極的に教科書発行者に伝えることの重要性が記載されている。

また、教職員が著作・編集に関わる場合には、服務規程に定められた手続きを行うこと、著作・編集に関わった場合には、その後の採択において、採択に関わる事務には一切関与しないことが記載されている。

教科書づくりに関わる場合には兼職・兼業願いを提出させるなどの手続きを確実にすること、教科書づくりに関わった教職員は、教科書採択業務には関わらせないことが重要である。そのためには、市町村教育委員会や、当該校の管理職は執筆した教職員を把握しておく必要がある。このようにしていただくことで、教科用図書採択の公正性、透明性を確保し、疑念を持たれないようにすることが重要であると考えている。また、教職員自身を守ることにもつながると考える。

委 員 ガイドラインとリーフレットを活用し再度研修を行い、教科書発行者との関わり方についても再度周知してまいりたい。

会 長 本年度は採択替えがない年であるが、学校の教職員については、教科書発行者との関わりについての理解を深める場を各学校で設定していただければありがたいと思う。他に意見・質問はあるか。

委員 今年は、説明があったように採択替えがない年であることから、県教委から各市町村教育委員会、または共同採択地区に対しての指導は教科書採択のシステムについて、公正・公平に徹底するということを中心だったと思う。特別支援教育を専門としている人間からすると、こういうときはチャンスであり、特別支援学級で使用する教科書の採択についても、各市町村教育委員会が少しエネルギーを向けていただけるとありがたいと思う。埼玉県内の95パーセントくらいの学校に特別支援学級が設置されている。様々な子供たちがいるので、その子供たちに合わせた教科書を採択することができる。検定済教科書、文科省著作教科書、一般図書を採択することができることになっている。先ほど説明にあった参考資料に詳しく書かれている。令和7年3月21日に文科省の課長からの通知には、令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択することが基本だと書かれている。ただし、特別支援学校の小中学部と、特別支援学級に関しては、必ずしもそうではないということが書かれている。一般図書の採択については、文部科学省著作教科書の使用をまず考えてほしいと書かれている。文部科学省著作教科書、いわゆる星本と言われているものである。星本を検討し、検定済教科書の下学年用を検討し、その上で一般図書を検討してほしいということが書かれている。採択替えの年になると、作業が増えることから、特別支援学級の採択は後回しになってしまいがちだと思う。今年に関しては、検定教科書の採択替えがなく特別支援学級の採択を見つめなおすことができる年であることから、ぜひ、ここで質を高められるように、基本をもう一度、各市町村教育委員会及び共同採択地区の方に伝えていただけるとありがたいと思う。

会長 検定済教科書の採択替えは、今年はないことから特別支援学級について、視点が広がるような指導・支援をこの時期に実施してもらえないかという御意見である。

事務局 今年検定済教科書の採択替えはない年であるが、特別支援学級についての採択においては、一般図書等が採択できる年になっている。市町村によっては、教科書を担当する課と特別支援教育を担当している課が違っているケースがある。県としても、教科書担当と特別支援教育の担当とで連携して、文部科学省著作教科書や一般図書等の重要性について市町村の特別支援教育の担当に周知をしていくことが重要だと思う。様々な機会を通して、特別支援学級で使用する教科書について、特別支援教育の担当者に周知してまいりたい。

委員 特別支援教育における最近の状況としていくつか視点があると思う。例えば、東京都などは、全ての学校に特別支援学級が設置されているわけではないことから、特別支援学級に人員を割くことができる現状がある。埼玉県の場合には、インクルーシブ教育、地域で子供たちが育つようにということで、学区になるべく特別支援学級を用意しようということで整備されてきた。とてもうまくいっていると思う反面、スタッフ数が少ないという問題がある。

つまり、あまり経験値がない方が、特別支援学級の担任になっている可能性があることと、学校によっては温度差がある。特別支援学級について校長に指導いただくのだが、校長にも経験がなければ特別支援学級の指導は難しいと思う。その現状も意識したらよいのではないか。2つめは特別支援学級の子供たちに、障害の程度等を踏まえて、一般図書を使用するのがふさわしいのか、星本を使用するのがふさわしいのかを判断するのは、実際にはなかなか難しいと思う。それからもう1つは、埼玉県の特別支援学級は、知的障害の特別支援学級、情緒障害の特別支援学級が多いと思う。文科省は、情緒障害特別支援学級には知的障害を伴わない子供たちが在籍することを基本としている。埼玉県では、情緒障害特別支援学級に情緒障害と知的障害をあわせもつ子供が在籍している現状がある。このような場合における教科書の考え方をどのように整理していくかが大きな課題だと思っている。文科省が考えている情緒障害特別支援学級は、知的障害のある子供が在籍していないことを基本としているため、当該学年同様の教科書を使うことを想定している。例えば2年間、情緒障害特別支援学級で、小学校1年生、2年生は学習し、情緒面が落ち着いてきたことによって、3年生からは通常学級で学習しようとしたときに、異なる教科書を使用していれば、学びの継続が難しくなることが考えられる。埼玉県の場合には、情緒障害特別支援学級の中に相当数知的障害の子供がいる。学習障害をどのように捉えるかが問題であり、教科書採択に関しては非常にあいまいになっている。学校現場は困っている現状があることから、今後、検討していったほしい。

会 長 県の見解をお願いしたい。

事務局 1点目である。本県の特別支援学級の設置率が高い現状は、インクルーシブな教育を進めていくにあたっては望ましい一方で、現場の実態とすると、先生方の指導力の向上が課題である。これは、各市町村で特別支援学級を担当する先生方のスキルアップに努めていただくとともに、県立特別支援学校のいわゆるセンター的機能を活用して、特別支援学校の専門性を市町村立学校に伝えていくことで支援を図ってまいる。2点目については、特別支援教育課と義務教育指導課が連携し、特別支援学級における教科書採択の状況や実態等を情報共有しながら進めてまいる。3点目についてである。そうした例があるのは承知をしている。当然その一人一人特別な教育的支援を要する児童生徒に対して、一人一人の状況に応じた適切な教科用図書を採択することが非常に重要なことだと思う。

委 員 特別支援学級の先生方にとって教科書採択はあまり意識がないと思う。採択替えのない年こそ、市町村教育委員会の方から各学校を指導するチャンスだと思う。教科書採択における諮問機関として指導・助言及び援助の基本的考え方について、法的なことや教科書採択の仕組みなど毎回話していることである。採択替えがない年だからこそ、特別支援教育学級の教科書採択をしっかりとやってくださいという視点で、指導、助言をするとよいのでは思い、

話をさせていただいた。

会 長 採択替えがない年だからこそ、特別支援学級の教科書採択についてもPRして、理解促進を図ってほしいということだと思う。できる可能性のあるところを見つけて1つでも2つでもチャレンジしていただきたい。

委 員 教科書展示会及び教科書センターについて教えていただきたい。どのような形で周知しているのか、来場した方がどんな形で埼玉県に意見を伝えることができるのか、運営・仕組みについて教えていただきたい。

事務局 本年度も教科書展示会は県内27ヶ所で開催予定である。こちらについては、県のホームページ、それから彩の国だより、県教委だより等で広報している。全ての展示会場で、小・中・高・特別支援学校の教科書を全て見ることができるわけではない。会場ごとに置いてある種類が異なるためホームページで確認をしていただきたい。来場された方の意見については、昨年度まではアンケート用紙を各会場に置いていた。今年度については、アンケートフォームをQRコードで読み込みアンケートに答えられるようにしている。そのようなことが苦手な方もいることから、各会場に紙のアンケートも置くように依頼している。アンケート結果については、県で集約をしている。

委 員 新しい教科書にはQRコードが付いているが、来場した方も見ることはできるのか。

事務局 教科書に付いているQRコードを読み取ることは可能である。

【休 憩】

会 長 次に、「審議内容」の「諮問事項2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について」事務局から説明願いたい。

事務局 本年度は、県立特別支援学校の小学部、中学部で使用する一般図書の採択が行われる。このことから、県立義務教育諸学校における採択の基本的考え方について、御審議をお願いしたい。具体的には、「1 基本的な態度」にあるように、法令、学習指導要領、埼玉県5か年計画、埼玉県教育振興基本計画、埼玉教育の振興に関する大綱などを踏まえて採択することや、県立特別支援学校においては、児童生徒の障害の状態・教育的ニーズを考慮して採択することなどの点について、また、「2 調査研究の観点」にあるように、学習指導を進める上で効果的かどうか、児童生徒に理解しやすいものかどうかなどの点について、「3 留意事項」にあるように、学校の教育目標、特色、児童生徒の実態などについて、こうした基本的な考え方について、御審議をお願いしたい。

事務局 続いて、特別支援学校の状況について説明する。特別支援学校の教科用図書については、「1 基本的な態度」(3)にあるとおり、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮して採択することが重要となる。特別支援学校で使用する教科書は、大きく3種類ある。1つ目は検定済教科書で、通常の学校と同様の教育課程が編成される視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由の学校で使用される。2つ目は文部科学省が作成する著作教科書で、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導、知的障害者用の国語、算数、音楽、生活の教科書がある。知的障害のある子どもが使用する著作教科書は星本とも呼ばれ、学習段階に応じて星1つから星5つまでである。これは、同じ知的障害といっても、障害の程度、生活や学習上の課題が大きく異なるためである。3つ目は学校教育法附則9条の規定による教科書で、一般図書と呼ばれ、絵本などがこれにあたる。著作教科書の使用が適当でない、知的障害の重い児童生徒が使用している。以上、3種類の教科書を、児童生徒の実態に即して適切に選ぶ必要がある。また、「2 調査研究の観点」について、特別支援学校の状況をより具体的に挙げると、例えば、知的障害の学校では、他者とのコミュニケーションや学習内容の理解、集中の難しさから、文章が平易で、例えばひらがな・分かち書きのもの、漢字にふりがな表記があるものや、絵や写真などの具体物があり興味がもちやすいことなどが重要となる。肢体不自由の学校では、上肢の運動障害により、ページをめくることが困難なこともあり、見開き1ページに内容がまとまっていることや、読みやすい姿勢を維持できるよう、教科書を台に乗せることもあるため、サイズや形も意識している。障害の種別によって、それぞれの特性があるが、このような視点が、児童生徒の実態に即した採択の一例として考えていただきたい。

会 長 それでは審議に入る。意見・質問はあるか。

委 員 特別支援教育課長の説明の中で、特別支援学校では大きく3種類の教科書を使用していて、障害の状態や教育的ニーズ等を考慮しているとあった。ひとつの学校の中でも、複数種類の教科書が使用される状況があるのか。

事務局 ひとつの学校内でも複数種類の教科書が使用されている。その中でも、一般図書については、知的障害児童生徒が使用する絵本や読み物など、採択数も多く、同じ学校内であっても児童生徒一人一人の実態が異なり、その実態に即して適切に教科書を使用している。

会 長 他に意見・質問はあるか。

委 員 特別支援学校の校長を経験したこともあるので、話をさせていただく。ここから近いところでは、県立越谷特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校があるが、この両校は肢体不自由特別支援学校である。肢体不自由のイメージとしては車椅子に乗っているが、自分で話すことができるといったイメージが考えられる。しかし、肢体不自由の特別支援学校といっても、9割方

が体が不自由であるとともに知的障害も伴う子供である。逆に言うと1割ぐらいの子供は当該学年の教科書が使える子供である。小学校・中学校の通常学級で使っている検定済みの教科書がその子たちに合った教科書である。もう一方、9割方の子供たちに関しては、文部科学省が作成した知的障害の子供たち用の教科書いわゆる星本といった教科書や一般図書と呼ばれている絵本等、一人一人の子供の課題に合わせた教科書を使っている。教科用図書の幅が広がっていることから、学年で授業を進めることが難しいこともある。基本的には、当該学年の教科書を使って学習する子供たちと知的障害を伴っている子供たちを分けて教育活動を展開している。知的障害のある特別支援学校の子供たちの中でもクラスの中で課題の違いがある。それは小学校・中学校の特別支援学級も全く同じである。そこでは、一人一人が異なる教科書を使う現状がある。先生は、教科書をベースにしながら、教材を作って授業を展開している。また、子供たちは、気に入った本を大事に使ってくれるが、なかなか次の教科書に発展していかなかったり、家に持ち帰って勉強したりすることもある。特別支援学校の子供たちにとって大きいのはキャリア教育、社会に出ていくということが大きい。社会が急激に変化してきており、ノーマライゼーションの考え方で一緒に生活をする社会になっている。変わってきた社会において社会参加できる子供たちを育てる教科書を探すのは難しい。

会 長 特別支援教育並びに教科書についてお話をいただいたことについて、事務局からコメントはあるか。

事務局 特別支援学校で勤務された経験から学校現場の実態についてお話をいただいた。教科書に限らず、特別支援教育推進に向けて努力してまいる。

会 長 他に意見・質問はあるか。

委 員 特別支援学校用の教科書を拝見して、すごく良いものだったと思った。この教科書は、展示会場で見るとは可能か。

事務局 全ての展示会場で展示してあるので、見ることは可能である。今年度においては、6月10日から展示会がスタートする。詳細については県のホームページで確認してほしい。一般図書については非常に高価なため全ての展示会場で置くことはできていない。さいたま市立中央図書館、川越市教育センター、県立総合教育センターにおいては一般図書も展示している。

会 長 他に意見・質問はあるか。

(特になし)

会 長 ここまでの審議を踏まえ、「県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方」及び「県立義務

教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方」については、次第資料の案のとおりでよい。承認される方は挙手をお願いしたい。

(委員異議なし)

会 長 承認いただいた。それでは、本日の審議を終える。この後休憩とし、会長・副会長で答申の鑑の文案を作成する。

【休 憩】

会 長 会長・副会長で答申の鑑の文案を作成したので、御覧いただきたい。答申の鑑について事務局から説明願いたい。

事務局 ただいま配布した資料は、委員の皆様に承認いただいた基本的考え方を県教育委員会に答申する際の鑑となる。基本的考え方は、別添資料のとおりであることと、その中から重要なポイントとして、特に留意していただきたいことが記載されている。

会長 答申の鑑の文案について、御意見・御質問はあるか。

(特になし)

会 長 この案を答申の鑑としてよい。承認される方は、挙手をお願いしたい。

(委員異議なし)

会 長 承認いただいた。それでは、この案を答申の鑑として決定する。
慎重な審議に感謝する。委員の協力により円滑に議事を進行できた。以上で本日の議事を終わりにする。議長の任を解かせていただく。

9 答 申 会長から義務教育指導課長に答申を手交する。

10 その他

11 閉 会